

その他の厚生労働大臣の定める揭示事項

入院時食事療養に関する事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準により、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行い、管理栄養士によって管理された食事を、適時（朝食 7 時 30 分、昼食 11 時 30 分、夕食 18 時）適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額

○70 歳未満の方

区分	標準負担額（1 食あたり）	
一般	550 円	
住民税非課税世帯	入院日数 90 日以下	270 円
	入院日数 91 日以上	220 円

○70 歳以上の方

区分	標準負担額（1 食あたり）	
一般	550 円	
住民税非課税世帯 （低所得者Ⅱ）	入院日数 90 日以下	270 円
	入院日数 91 日以上	220 円
（低所得者Ⅰ）	130 円	

届出施設基準

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ○保険医療機関 | ○生活保護法指定医療機関 |
| ○精神保健福祉法指定病院 | ○精神科急性期治療病棟 2 |
| ○障害者総合支援法指定自立支援医療機関 | ○精神療養病棟入院料 |
| （精神通院療法） | ○認知症治療病棟入院料 1 |
| ○医療観察法指定医療機関 | ○精神科デイケア（大規模） |
| | ○精神科ショートケア（大規模） |

- 精神科作業療法
- 精神科地域移行実施加算
- 医療安全対策加算 2
- 感染対策向上加算 3
- 連携強化加算
- サーベイランス強化加算
- 医療保護入院等診療料
- 看護配置加算
- 看護補助加算 1
- 療養環境加算
- 診療録管理体制加算 3
- データ提出加算 1・3
- 後発医薬品使用体制加算 1
- 薬剤管理指導料
- 医師事務作業補助体制加算 1
- 患者サポート体制充実加算
- 療養生活継続支援加算
- こころの連携指導料（Ⅱ）
- 精神科退院時共同指導料 2
- 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- 救急医療管理加算
- 在宅時医学総合管理料
- 重症者加算（1・2）
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料（38）
- 反復経頭蓋磁気刺激療法（rTMS）